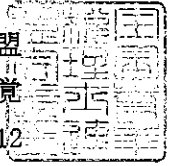


平成 22 年 7 月 6 日

公認会計士制度に関する懇談会座長
内閣府金融担当副大臣 大塚 耕平 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂田 寛
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号室
電話 03-3354-4162



公認会計士制度改革に関する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、貴庁が所掌する「公認会計士制度に関する懇談会」において、現在、公認会計士試験・資格制度の見直し等を検討されておりますが、この懇談会における公認会計士制度改革案が、我が国の申告納税制度を担保する税理士制度を歪めるものとなつてはなりません。

よって、当連盟は、貴庁が公認会計士制度改革を議論されるに際して、次の事項にご留意されるよう意見します。

記

- 1 (1) 事務局たたき台として示された、「一段階目の試験合格者」や二段階目の試験合格者である「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」は、現行の公認会計士とは明らかに異質な資格者となります。公認会計士法第 1 条（使命条項）において、現行の公認会計士制度は「監査及び会計の専門家」であることを前提として制度設計がされており、この現行の制度を前提として規定された税理士法第 3 条第 1 項第 4 号における「公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）」とは相容れず、当然に該当しません。

また、同様の理由からこれらの資格者は、会社法第 333 条（会計参与の資格等）における「公認会計士」とは相容れず、当然に該当しないものと思料します。

- (2) 税理士は税務のみならず会計の専門家としても社会的認知を得ており、その試験制度においては簿記論と財務諸表論の合格を必要としているため、高度な会計学に関する知見を有した資格者と認められております。よって「一段階目の試験合格者」や、二段階目の試験合格者である「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」について、何かしらの会計専門家である旨の資格名称を付されることは、社会一般に対して会計に関する国家資格についての認識を混同させる恐れがあるものと考えます。

2 将来的な制度改革（社会の期待に応える「公認会計士」の養成）として、「税理士資格も含めた抜本見直しも視野」との見解を示されていますが、公認会計士と税理士とはそれぞれ固有の使命を有しており、その専門性は異なります。よって、公認会計士の制度改革の議論において税理士資格を含めて議論をすることは明らかに失当であります。

また、仮に「税理士資格も含めた抜本見直しも視野」において制度の見直しを図る意図の一つに、監査法人等で雇用できない余剰の公認会計士試験合格者の受け皿として税理士の業務を考えているとするならば、それは国民には到底理解されるものではなく、合理的な制度改革と認めることはできません。

以 上